

京都府家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、住宅におけるエネルギー自立化を促進するため、府内に設置される住宅用太陽光・蓄電設備（住宅用の太陽光発電設備（当該設備を用いて発電した電気を電気事業者（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第4項に規定する電気事業者をいう。以下同じ。）に供給する場合は、当該設備の設置場所を含む一の需要場所において使用される電気として供給された後の残余の電気を電気事業者に供給する構造であるものに限る。）及びその発電した電気を蓄電することができる住宅用の蓄電設備をいう。以下同じ。）、高効率給湯機器及びコージェネレーションシステムの設置に対する市町村の補助金の交付又は導入支援ポイント（市町村が発行する電磁的方法により記録される電子ポイントであって、市町村が登録した加盟店において、発行された者が商品を購入する又はサービスの提供を受ける等の取引に使用できるものをいう。以下同じ。）の精算に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第2条 この要領は、次に掲げる補助事業への補助金の交付に関して定めるものとする。

- (1) 自家消費型（FIT売電可）住宅用太陽光・蓄電設備設置事業
- (2) 自家消費型（FIT売電不可）住宅用太陽光・蓄電設備設置事業
- (3) 高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業

2 前項に定める補助事業のうち、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、前項第1号に掲げる事業にあつては別表1に、前項第2号に掲げる事業にあつては別表2に、前項第3号に掲げる事業にあつては別表3に定めるとおりとする。

(事業開始の承認申請)

第3条 補助対象事業を実施しようとする市町村は、補助対象事業を2年度にわたって実施する場合は、当該事業を実施する前に事業開始承認申請書（別記第1号様式）を知事に提出し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた補助対象事業を実施しようとする市町村は、当該承認を受けた年度の翌年度の知事が別に定める期日までに交付申請を行わなければならない。

3 第1項の承認を受けた補助対象事業を実施しようとする市町村は、当該承認を受けた内容に変更が生じた場合は、あらかじめ事業開始変更承認申請書（別記第2号様式）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

(交付の申請)

第4条 規則第5条第1項に規定する申請書は、別記第3号様式によるものとし、補助金の交付を申請しようとする市町村は、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(変更の承認申請)

第5条 規則第9条の規定による変更の承認に係る申請書は、別記第4号様式によるものとし、補助金の交付の決定を受けた市町村（以下「補助事業者」という。）は、変更の理由発生後速やかに、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第6条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第5号様式によるものとし、補助事業者は、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(財産の処分の制限)

第7条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とし、同条第2号に規定する知事が定める取得財産は、取得価格が50万円以上のものとする。

2 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境会発第080515002号 大臣官房会計課長通知）の例による。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年5月20日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年9月28日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、令和6年8月21日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。
(経過措置)
- 2 改正前の京都府家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金交付要領の規定に基づき、令和6年度に補助金の交付の決定を受けた事業については、改正後の京都府家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金交付要領第2条第1号に掲げる事業と読み替え、なおその効力を有する。

別表 1 (第 2 条関係)

事業名	項目	補助対象事業	補助対象経費	補助額
自家消費型 (FIT売電可) 住宅用太陽 光・蓄電設備設 置事業	補助金の 交付の場 合	市町村が府内に設置される住宅用太陽光・蓄電設備の設置に要する費用について補助金を交付する事業で、次の要件に該当するもの (1) 補助対象経費が住宅用の太陽光発電設備（発電出力が2kW以上のものに限る。）及び住宅用の蓄電設備を同時に設置する経費であること。 (2) 住宅用太陽光・蓄電設備の1設備ごとの補助金の算定について、次の要件を満たすこと。 ア 住宅用の太陽光発電設備の補助額について、太陽電池モジュールの公称最大出力値に1kW当たり10千円以上の金額を乗じて得た額にしていること。 イ 住宅用の蓄電設備の補助額について、蓄電容量に1kWh当たり15千円以上の金額を乗じて得た額としていること。 ウ アにおいて太陽光電池モジュールの公称最大出力値に乘じる金額を1kW当たり10千円を超える金額としていること又はイにおいて蓄電容量に乘じる金額を1kW当たり15千円を超える金額にしていること。 エ ア、イ及びウにより算定した補助額が、住宅用太陽光・蓄電設備の1設備ごとの設置に要する費用の2分の1を超えるときは、その設置に要する費用の2分の1以内の額とすること。 (3) 設置される設備が、各種法令等に準拠した設備であること。 (4) 設置される設備が、商用化され、導入実績があるものであること。 (5) 設置される設備が、中古設備でないこと。 (6) 設置される設備が、PPA又はリースにより導入される設備でないこと。	補助対象事業に要する経費	住宅用太陽光・蓄電設備1設備ごとの市町村が交付した補助金額のうち、以下の(1)と(2)の額を加えた額以内の額 (1) 補助対象事業について、市町村が補助金を交付した事業において設置された住宅用の太陽光発電設備の太陽光電池モジュールの公称最大出力に1kW当たり10千円を乗じて得た額(40千円を超えるときは、40千円) (2) 補助対象事業について、市町村が補助金を交付した事業において設置された住宅用の蓄電設備の蓄電容量に1kW当たり15千円を乗じて得た額(90千円を超えるときは、90千円)
	導入支援 ポイントの 精算の場 合	市町村が府内に設置される住宅用太陽光・蓄電設備の設置に要する費用について導入支援ポイントを発行し、その利用分を精算する事業で、次の要件に該当するもの (1) 支援対象経費が住宅用の太陽光発電設備（発電出力が2kW以上のものに限る。）及び住宅用の蓄電設備を同時に設置する経費であること。 (2) 住宅用太陽光・蓄電設備の1設備ごとの導入支援ポイント発行額の算定について、次の要件を満たすこと。 ア 住宅用の太陽光発電設備の導	補助対象事業に要する経費	住宅用太陽光・蓄電設備1設備ごとの市町村が発行した導入支援ポイント発行額のうち、以下の(1)と(2)の額を加えた額以内の額 (1) 補助対象事業について、市町村が導入支援ポイントを発行した事業において設置された住宅用の太陽光発電設備の太陽光電池モジュールの公称最大出力に1kW当たり10千円を乗じて得た額(40千円を超えるときは、40千円) (2) 補助対象事業について、市町村が導入支援ポイントを発行した事業において設置された住宅

		入支援ポイント発行額について、太陽電池モジュールの公称最大出力値に1kW当たり10千円以上の金額を乗じて得た額相当にしていること。 イ 住宅用の蓄電設備の導入支援ポイント発行額について、蓄電容量に1kWh当たり15千円以上の金額を乗じて得た額相当としていること。 ウ アにおいて太陽光電池モジュールの公称最大出力値に乘じる金額を1kW当たり10千円を超える金額としていること又はイにおいて蓄電容量に乘じる金額を1kW当たり15千円を超える金額にしていること。 エ ア、イ及びウにより算定した導入支援ポイント発行額が住宅用太陽光・蓄電設備の1設備ごとの設置に要する費用の2分の1相当を超えるときは、その設置に要する費用の2分の1以内の額相当とすること。 (3) 設置される設備が、各種法令等に準拠した設備であること。 (4) 設置される設備が、商用化され、導入実績があるものであること。 (5) 設置される設備が、中古設備でないこと。 (6) 設置される設備が、PPA又はリースにより導入される設備でないこと。		用の蓄電設備の蓄電容量に1kW当たり15千円を乗じて得た額(90千円を超えるときは、90千円)
--	--	--	--	--

別表2（第2条関係）

事業名	項目	補助対象事業	補助対象経費	補助額
自家消費型（FIT売電不可）住宅用太陽光・蓄電設備設置事業	補助金の交付の場合	市町村が府内に設置される住宅用太陽光・蓄電設備の設置に要する費用について補助金を交付する事業で、次の要件に該当するもの (1) 補助対象経費が住宅用の太陽光発電設備（発電出力が2kW以上のものに限る。）及び住宅用の蓄電設備を同時に設置する経費であること。 (2) 住宅用太陽光・蓄電設備の1設備ごとの補助金の算定について、次の要件を満たすこと。 ア 住宅用の太陽光発電設備の補助額について、太陽電池モジュールの公称最大出力値に1kW当たり20千円以上の金額を乗じて得た額にしていること。 イ 住宅用の蓄電設備の補助額について、蓄電容量に1kWh当たり30千円以上の金額を乗じて得た額としていること。 ウ アにおいて太陽光電池モジュールの公称最大出力値に乘じる金額を1kW当たり20千円	国実施要領別表第1（交付対象事業費：設備整備事業）に定められた事業費	以下の(1)と(2)を加えた額以内の額 (1) 補助対象事業について、市町村が補助金を交付した事業において設置された住宅用の太陽光発電設備の太陽光電池モジュールの公称最大出力に1kW当たり20千円を乗じて得た額(80千円を超えるときは、80千円) (2) 補助対象事業について、市町村が補助金を交付した事業において設置された住宅用の蓄電設備の蓄電容量に1kW当たり30千円を乗じて得た額（180千円を超えるときは、180千円）

		を超える金額としていること又はイにおいて蓄電容量に乘じる金額を1kW当たり30千円を超える金額にしていること。 エ ア、イ及びウにより算定した補助額が、住宅用の太陽光発電設備及び住宅用の蓄電設備の1設備ごとの設置に要する費用の2分の1を超えるときは、その設置に要する費用の2分の1以内の額とすること。 (3) 設置される設備が、各種法令等に準拠した設備であること。 (4) 設置される設備が、商用化され、導入実績があるものであること。 (5) 設置される設備が、中古設備でないこと。 (6) 設置される設備が、PPA又はリースにより導入される設備でないこと。 (7) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。 (8) 設置される住宅用の太陽光発電設備について、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日環政計発第2203303号制定。以下「国実施要領」という。)別紙2地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業(重点対策加速化事業)2.交付対象事業の内容ア屋根置きなど自家消費型の太陽光発電(ア)太陽光発電設備(自家消費型)に定められている交付要件を満たすこと。 (9) 設置される住宅用の蓄電設備について、国実施要領別紙2地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業(重点対策加速化事業)2.交付対象事業の内容ア屋根置きなど自家消費型の太陽光発電(イ)蓄電池に定められている交付要件を満たすこと。 (10) 設置される設備に関して、国が交付する他の補助金の交付を受けていないこと。		
--	--	--	--	--

別表3 (第2条関係)

事業名	項目	補助対象事業	補助対象経費	補助額
-----	----	--------	--------	-----

高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業	補助金の交付の場合	市町村が府内に設置される高効率給湯機器及びコージェネレーションシステムの設置に要する費用について補助金を交付する事業で、次の要件に該当するもの (1) 補助対象経費が、別表1又は別表2に定める補助事業と同時に住宅用の高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムのいずれかを設置する経費であること。 (2) 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの1設備ごとの補助金の算定について、設置に要する費用の2分の1以内の額としていること。 (3) 設置される設備が、各種法令等に準拠した設備であること。 (4) 設置される設備が、商用化され、導入実績があるものであること。 (5) 設置される設備が、中古設備でないこと。 (6) 設置される設備が、リース設備でないこと。 (7) 設置される高効率給湯機器について、従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるもの。 (8) 設置されるコージェネレーションシステムについて、都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。 (9) 設置される設備に関して、国が交付する他の補助金の交付を受けていないこと。	国実施要領別表第1（交付対象事業費：設備整備事業）に定められた事業費	高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム1設備ごとの市町村が交付した補助金額のうち、以下の(1)又は(2)の額 (1) 高効率給湯機器の設置に要した費用に市町村が交付した補助額（30万円を超えるときは、30万円） (2) コージェネレーションシステムの設置に要した費用に市町村が交付した補助額（80万円を超えるときは、80万円）
------------------------------	-----------	--	---	--